

厚生委員会情報連絡

令和 7 年 8 月 2 0 日

情報連絡事項

頁

- 1 令和 6 年度社会福祉法人および障がい福祉サービス事業所に対する指導
監査の実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 「令和 6 年度あだち物価高騰支援臨時給付金」支給実績について・・・・・・・・ 3
- 3 足立区障害者就労施設等からの令和 6 年度調達実績について・・・・・・・・ 5
- 4 「あだち脳活ラボ」の利用状況および新たな取組について・・・・・・・・ 7
- 5 令和 7 年度認知症月間の取組みについて・・・・・・・・ 9
- 6 東京都シルバーパスの一斉更新手続きについて・・・・・・・・ 1 1
- 7 足立福祉事務所職員の社会福祉主事任用資格保有状況（令和 7 年 4 月 1 日
時点）について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 8 社協ヘルパーステーション閉鎖後の同行援護事業の状況について・・・・ 1 6

(福 祉 部)

厚生委員会情報連絡

令和7年8月20日

件名	令和6年度社会福祉法人および障がい福祉サービス事業所に対する指導監査の実施結果について																								
所管部課名	福祉部 福祉管理課																								
内容	足立区が所轄する社会福祉法人に対して、社会福祉法第56条第1項に基づく指導監査を実施した。また、社会福祉法人が運営する障がい福祉サービス事業所に対して、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条に基づく指導監査を実施した。																								
	1 指導監査の実施法人数・実施結果																								
	指導監査実施計画に基づき、原則3年に1回、指導監査を実施。																								
	(1) 社会福祉法人																								
	<table><tr><td colspan="2"></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td colspan="2">所轄法人数</td><td colspan="2">31</td></tr><tr><td colspan="2">実施数</td><td>8</td><td>11</td></tr><tr><td rowspan="3">実施結果 (法人数)</td><td>文書指摘</td><td>7</td><td>9</td></tr><tr><td>口頭指摘</td><td>8</td><td>11</td></tr><tr><td>助言</td><td>6</td><td>11</td></tr></table>					令和5年度	令和6年度	所轄法人数		31		実施数		8	11	実施結果 (法人数)	文書指摘	7	9	口頭指摘	8	11	助言	6	11
			令和5年度	令和6年度																					
	所轄法人数		31																						
	実施数		8	11																					
	実施結果 (法人数)	文書指摘	7	9																					
		口頭指摘	8	11																					
助言		6	11																						
(2) 障がい福祉サービス事業所																									
<table><tr><td colspan="2"></td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td colspan="2">所轄事業所数</td><td colspan="2">58</td></tr><tr><td colspan="2">実施数</td><td>17</td><td>18</td></tr><tr><td rowspan="3">実施結果 (事業所数)</td><td>文書指摘</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td>口頭指摘</td><td>16</td><td>18</td></tr><tr><td>助言</td><td>11</td><td>15</td></tr></table>					令和5年度	令和6年度	所轄事業所数		58		実施数		17	18	実施結果 (事業所数)	文書指摘	7	7	口頭指摘	16	18	助言	11	15	
		令和5年度	令和6年度																						
所轄事業所数		58																							
実施数		17	18																						
実施結果 (事業所数)	文書指摘	7	7																						
	口頭指摘	16	18																						
	助言	11	15																						
※ 詳細は、別添「令和6年度社会福祉法人指導監査報告書」参照																									
2 主な指摘内容																									
(1) 評議員会の招集に際し、日時及び場所、議題等が理事会の決議により定められていない。																									
(2) 計算書類を補足する附属明細書が不足している。																									
(3) 監事の選任時に在任監事から同意を得ていない。																									
3 令和7年度の予定																									
(1) 社会福祉法人の指導監査：11法人																									
(2) 障がい福祉サービス事業所の指導監査：20事業所																									
4 指導監査報告書の配布等																									
指導監査報告書を区ホームページに掲載するとともに、各社会福祉法人等に配布し、指摘事項の再発防止について注意喚起をしていく。																									

厚生委員会情報連絡

令和7年8月20日

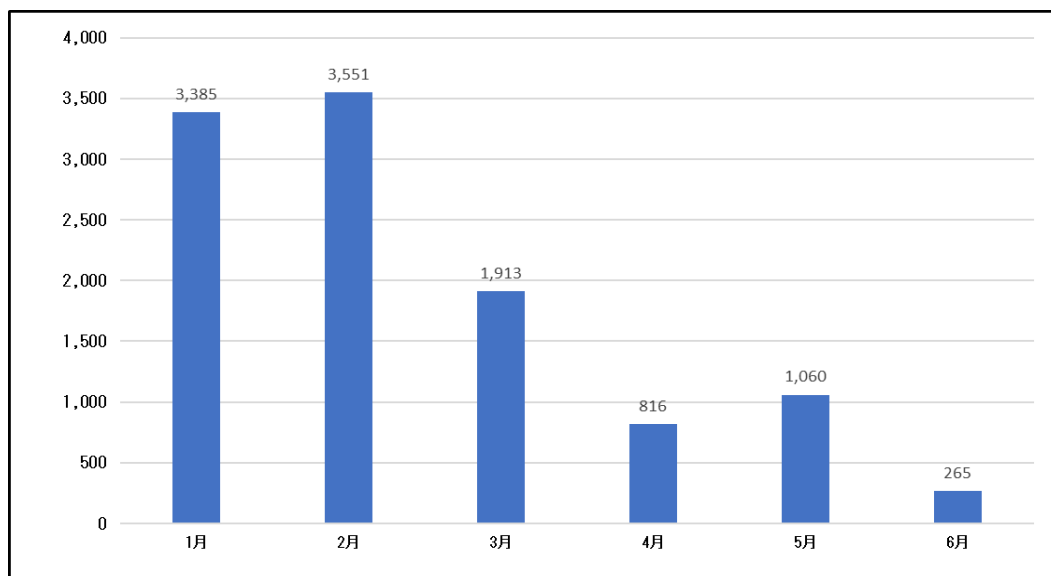
件 名	「令和6年度あだち物価高騰支援臨時給付金」支給実績について																										
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課																										
内 容	国の交付金事業（全額交付）として実施した下記三種類の給付金について、令和7年5月30日をもって申請期限が終了したので実績報告する。 1 支給実績 (1) 令和6年度住民税非課税世帯（1世帯3万円） <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>数値</th></tr> <tr> <td>当初想定世帯数</td><td>98,000世帯</td></tr> <tr> <td>支給世帯数</td><td>89,053世帯</td></tr> <tr> <td>支給金額</td><td>2,671,590千円</td></tr> </table> (2) 令和6年度住民税均等割のみ課税世帯（1世帯3万円） <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>数値</th></tr> <tr> <td>当初想定世帯数</td><td>9,000世帯</td></tr> <tr> <td>支給世帯数</td><td>7,887世帯</td></tr> <tr> <td>支給金額</td><td>236,610千円</td></tr> </table> (3) 令和6年度低所得の子育て世帯へのこども加算（児童1人2万円） <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>数値</th></tr> <tr> <td>当初想定数</td><td>7,000世帯（12,000人）</td></tr> <tr> <td>支給世帯数</td><td>6,315世帯</td></tr> <tr> <td>支給児童数</td><td>10,517人</td></tr> <tr> <td>支給金額</td><td>210,340千円</td></tr> </table> ※ 令和6年度低所得の子育て世帯へのこども加算 主な対象要件…上記1(1)または(2)を受給した世帯のうち、世帯内に生計を同一にする18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童がいる世帯への加算 新生児への支給…国が示す運用に基づき、こども加算の要件を満たす世帯で令和7年7月31日までに出生した新生児がいる世帯へ、区から振込事前案内等を送付 基準日翌日（令和6年12月14日）以降の新生児は130人程度 2 申請勧奨の取り組み (1) 未申請世帯に再勧奨のお知らせを実施 (2) あだち広報、区ホームページ、SNSを活用し、随時、申請期限の周知を実施	項目	数値	当初想定世帯数	98,000世帯	支給世帯数	89,053世帯	支給金額	2,671,590千円	項目	数値	当初想定世帯数	9,000世帯	支給世帯数	7,887世帯	支給金額	236,610千円	項目	数値	当初想定数	7,000世帯（12,000人）	支給世帯数	6,315世帯	支給児童数	10,517人	支給金額	210,340千円
項目	数値																										
当初想定世帯数	98,000世帯																										
支給世帯数	89,053世帯																										
支給金額	2,671,590千円																										
項目	数値																										
当初想定世帯数	9,000世帯																										
支給世帯数	7,887世帯																										
支給金額	236,610千円																										
項目	数値																										
当初想定数	7,000世帯（12,000人）																										
支給世帯数	6,315世帯																										
支給児童数	10,517人																										
支給金額	210,340千円																										

3 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置

(1) 専用コールセンター

- ア 開設期間 令和7年1月6日～令和7年6月30日
イ 対応総件数 10,990件
ウ 執行体制 委託事業者
- 1月 6日(月)～1月20日(月) : 3回線
1月21日(火)～2月21日(金) : 15回線
2月25日(火)～3月31日(月) : 10回線
4月 1日(火)～5月30日(金) : 5回線
6月 2日(月)～6月30日(月) : 3回線

【専用コールセンター月別件数】



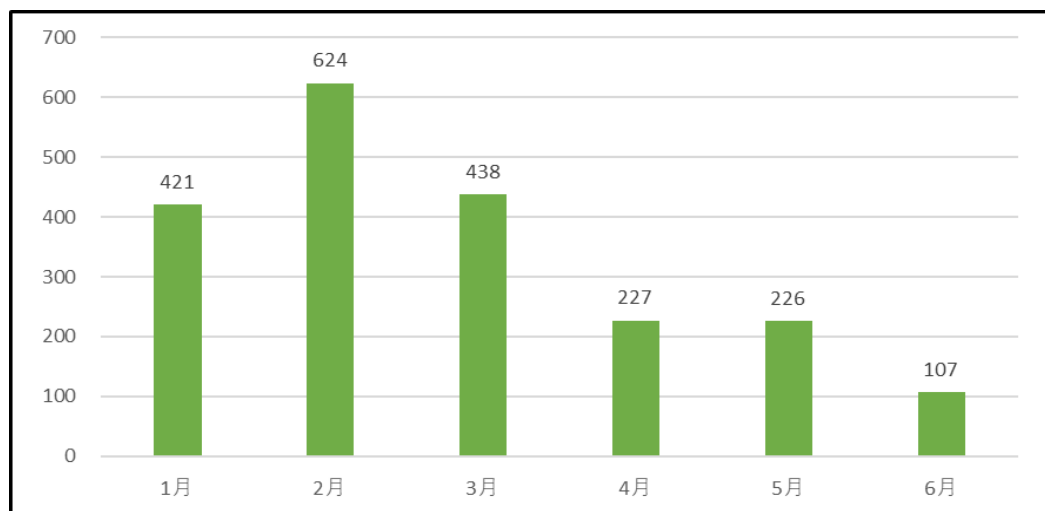
【主な問い合わせ内容】

- ① 自分が支給対象かどうか教えてほしい
- ② いつ振り込まれるか教えてほしい

(2) 申請相談支援窓口（区役所中央館1階アトリウム）

- ア 開設期間 令和7年1月22日～令和7年6月20日
イ 対応総件数 2,043件
ウ 執行体制 委託事業者 最大4名/日

【申請相談支援窓口月別件数】



厚生委員会情報連絡

令和7年8月20日

件名	足立区障害者就労施設等からの令和6年度調達実績について																																													
所管部課名	福祉部 障がい福祉課 衛生部 足立保健所 中央本町地域・保健総合支援課																																													
内容	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、区では「足立区障害者就労施設等からの調達推進方針」を策定し、優先的に障害者就労施設から物品等の調達に努めることで、施設で就労する障がい者等の経済面での自立を促進している。 令和6年度の区の調達の実績は、以下のとおりである。 1 区調達実績件数及び金額 前年度から 7,067,205 円の増 令和6年度 35 課・76 件 91,764,141 円 (令和5年度 33 課・61 件 84,696,936 円) 【内訳】 () 内は令和5年度実績 <table><tr><th>内容</th><th>件数</th><th>金額(円)</th><th>主な内訳</th></tr><tr><td>封入封緘発送</td><td>17 (14)</td><td>22,324,480 (19,986,536)</td><td>通知・案内等の封入封緘</td></tr><tr><td>印刷</td><td>35 (24)</td><td>9,599,200 (4,523,035)</td><td>ポスター、ちらし、ステッカー等の印刷</td></tr><tr><td>建物等清掃</td><td>9 (9)</td><td>40,821,817 (40,528,392)</td><td>本庁舎、福祉課、保健センター等の清掃委託</td></tr><tr><td>その他</td><td>15 (14)</td><td>19,018,644 (19,658,973)</td><td>声の広報作成、施設管理委託、貸与被服の購入等</td></tr><tr><td>合計</td><td>76 (61)</td><td>91,764,141 (84,696,936)</td><td>15 件、7,067,205 円増 前年度比+8.3%</td></tr></table> 2 調達実績・金額の推移 <table><caption>調達実績・金額の推移</caption><tr><th>年度</th><th>件数</th><th>金額(千円)</th></tr><tr><td>R1</td><td>72</td><td>76,360</td></tr><tr><td>R2</td><td>63</td><td>85,372</td></tr><tr><td>R3</td><td>63</td><td>89,395</td></tr><tr><td>R4</td><td>61</td><td>93,358</td></tr><tr><td>R5</td><td>61</td><td>84,697</td></tr><tr><td>R6</td><td>76</td><td>91,764</td></tr></table>	内容	件数	金額(円)	主な内訳	封入封緘発送	17 (14)	22,324,480 (19,986,536)	通知・案内等の封入封緘	印刷	35 (24)	9,599,200 (4,523,035)	ポスター、ちらし、ステッカー等の印刷	建物等清掃	9 (9)	40,821,817 (40,528,392)	本庁舎、福祉課、保健センター等の清掃委託	その他	15 (14)	19,018,644 (19,658,973)	声の広報作成、施設管理委託、貸与被服の購入等	合計	76 (61)	91,764,141 (84,696,936)	15 件、7,067,205 円増 前年度比+8.3%	年度	件数	金額(千円)	R1	72	76,360	R2	63	85,372	R3	63	89,395	R4	61	93,358	R5	61	84,697	R6	76	91,764
内容	件数	金額(円)	主な内訳																																											
封入封緘発送	17 (14)	22,324,480 (19,986,536)	通知・案内等の封入封緘																																											
印刷	35 (24)	9,599,200 (4,523,035)	ポスター、ちらし、ステッカー等の印刷																																											
建物等清掃	9 (9)	40,821,817 (40,528,392)	本庁舎、福祉課、保健センター等の清掃委託																																											
その他	15 (14)	19,018,644 (19,658,973)	声の広報作成、施設管理委託、貸与被服の購入等																																											
合計	76 (61)	91,764,141 (84,696,936)	15 件、7,067,205 円増 前年度比+8.3%																																											
年度	件数	金額(千円)																																												
R1	72	76,360																																												
R2	63	85,372																																												
R3	63	89,395																																												
R4	61	93,358																																												
R5	61	84,697																																												
R6	76	91,764																																												

3 令和5年度実績から主な増減

(1) 新規 23 件 4,134,567 円

- ① 音声コード付封筒印刷（障がい援護課） 1,713,932 円
- ② 廃食油回収PRチラシ印刷（ごみ減量推進課） 278,300 円

(2) 増額 39 件 55,145,912 円（+6,034,781 円）

- ① 予防接種予診票印刷（保健予防課） 1,923,790 円
(+1,079,980 円)
- ② 封入封緘委託（納税課） 2,389,088 円
(+699,208 円)

(3) 減額 7 件 8,987,336 円（▲2,338,169 円）

- ① ごみ収集作業員貸与ヘルメット等購入（足立清掃事務所） 3,839,880 円
(▲1,920,996 円)
- ② 封入封緘委託（こころとからだの健康づくり課） 433,125 円
(▲219,829 円)

(4) 廃止 8 件 ▲763,974 円

- ① 保育施設利用届等印刷（保育・入園課） ▲323,400 円
- ② 窓あき封筒印刷（障がい福祉課） ▲139,700 円

4 今後の方針

- (1) 庁議等を通じて周知し、引き続き優先調達への取り組み強化を促し、障がい者の自立を促進していく。
- (2) 調達実績について、区ホームページに掲載する。

障害者優先調達推進法について

障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人など公の機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律である。

この法律に基づき、地方公共団体（都道府県、区市町村）等は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、当該年度の終了後、調達の実績を公表している。

厚生委員会情報連絡

令和7年8月20日

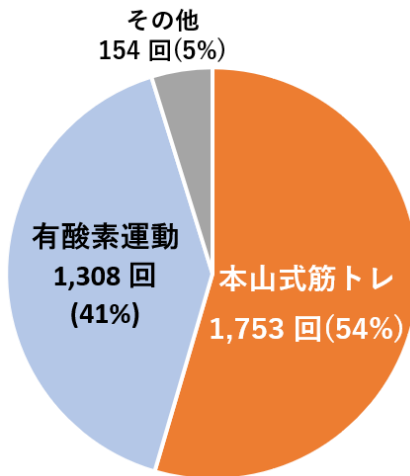
件名	「あだち脳活ラボ」の利用状況および新たな取組について																																																									
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																																																									
内容	「あだち脳活ラボ」の利用状況および新たな取組について、以下のとおり概要を報告する。 1 利用状況（令和7年7月末時点）【令和7年度目標値】 (1) 「あだち脳活ラボ」登録状況（実人数） 3,374人【3,500人】 達成率：96.4% グラフ1:年齢別内訳 <table><caption>グラフ1:年齢別内訳</caption><thead><tr><th>年齢区分</th><th>人数</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>65歳未満</td><td>1,182人</td><td>35%</td></tr><tr><td>65歳以上80歳未満</td><td>1,649人</td><td>49%</td></tr><tr><td>80歳以上</td><td>543人</td><td>16%</td></tr><tr><td>65歳以上</td><td>2,192人</td><td>65%</td></tr></tbody></table> グラフ2:性別内訳 <table><caption>グラフ2:性別内訳</caption><thead><tr><th>性別</th><th>人数</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>女性</td><td>2,319人</td><td>69%</td></tr><tr><td>男性</td><td>1,029人</td><td>30%</td></tr><tr><td>その他</td><td>26人</td><td>1%</td></tr></tbody></table> (2) J-MC I（もの忘れチェック）利用状況（実人数） 1,761人【2,000人】 達成率：88.1% グラフ3:年齢別内訳 <table><caption>グラフ3:年齢別内訳</caption><thead><tr><th>年齢区分</th><th>人数</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>50歳未満</td><td>36人</td><td>2%</td></tr><tr><td>50歳以上65歳未満</td><td>367人</td><td>21%</td></tr><tr><td>65歳以上80歳未満</td><td>1,048人</td><td>59%</td></tr><tr><td>80歳以上</td><td>310人</td><td>18%</td></tr><tr><td>65歳以上</td><td>1,358人</td><td>77%</td></tr></tbody></table> グラフ4:3段階評価内訳 <table><caption>グラフ4:3段階評価内訳</caption><thead><tr><th>評価段階</th><th>人数</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>ゆうゆう (当面の間心配なし)</td><td>1,448人</td><td>82%</td></tr><tr><td>グレーゾーン (しばらく様子を確認)</td><td>249人</td><td>14%</td></tr><tr><td>もうちょっと※ (少しもの忘れの傾向あり)</td><td>64人</td><td>4%</td></tr></tbody></table> ※「もうちょっと」の判定がでた50歳以上の区民には、LINEのプッシュ通知で「あだちオレンジチェック(認知症検診)」の受診をご案内	年齢区分	人数	割合	65歳未満	1,182人	35%	65歳以上80歳未満	1,649人	49%	80歳以上	543人	16%	65歳以上	2,192人	65%	性別	人数	割合	女性	2,319人	69%	男性	1,029人	30%	その他	26人	1%	年齢区分	人数	割合	50歳未満	36人	2%	50歳以上65歳未満	367人	21%	65歳以上80歳未満	1,048人	59%	80歳以上	310人	18%	65歳以上	1,358人	77%	評価段階	人数	割合	ゆうゆう (当面の間心配なし)	1,448人	82%	グレーゾーン (しばらく様子を確認)	249人	14%	もうちょっと※ (少しもの忘れの傾向あり)	64人	4%
年齢区分	人数	割合																																																								
65歳未満	1,182人	35%																																																								
65歳以上80歳未満	1,649人	49%																																																								
80歳以上	543人	16%																																																								
65歳以上	2,192人	65%																																																								
性別	人数	割合																																																								
女性	2,319人	69%																																																								
男性	1,029人	30%																																																								
その他	26人	1%																																																								
年齢区分	人数	割合																																																								
50歳未満	36人	2%																																																								
50歳以上65歳未満	367人	21%																																																								
65歳以上80歳未満	1,048人	59%																																																								
80歳以上	310人	18%																																																								
65歳以上	1,358人	77%																																																								
評価段階	人数	割合																																																								
ゆうゆう (当面の間心配なし)	1,448人	82%																																																								
グレーゾーン (しばらく様子を確認)	249人	14%																																																								
もうちょっと※ (少しもの忘れの傾向あり)	64人	4%																																																								

(3) 動画配信視聴者数（実人数）

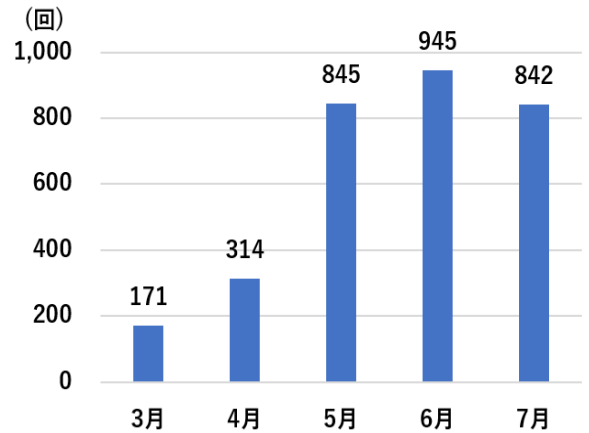
1,092人【1,000人】

達成率：109.2%

グラフ5:ジャンル別視聴回数内訳



グラフ6:総視聴回数の推移



2 「あだち脳活ラボ」を活用した新たな取組について

(1) 概要

「あだち脳活ラボ」のポイントが取得できる二次元コードを協力施設に常設設置し、高齢者の「通いの場」として外出・運動・社会参加の習慣化を後押しする。

(2) 協力施設

ア 地域学習センター 14か所

イ 住区センター 51か所（鹿浜いきいき館・悠々会館含む）

ウ 区内浴場施設 23か所

※ 協力施設は順次拡大予定

(3) 開始時期

令和7年8月上旬から順次開始

(4) 取得ポイント

20ポイント/各施設

※ 同施設1日1回まで

※ 取得したポイントは、QUOカードペイが当たる「あだち脳活ラボ」ガラガラ抽選への参加（65歳以上の区民のみ）や、プロフィール画像に登録された自分のキャラクター変更等に活用可能。

3 今後の方針

「あだち脳活ラボ」の利用拡大および継続利用促進のため、あだち広報やホームページ、区SNS等を活用した周知に引き続き取り組んでいく。

厚生委員会情報連絡

令和7年8月20日

件名	令和7年度認知症月間の取組みについて																			
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																			
内容	足立区では、平成30年より世界アルツハイマー月間（※1）にあわせ、9月を「認知症月間」として認知症に関する普及啓発を実施している。令和7年度の取組みを以下のとおり実施する。 ※1 国際アルツハイマー病協会が認知症への理解をすすめ、本人や家族への施策に充実を目的に9月を世界アルツハイマー月間として、世界各国で啓発活動を行う期間。 1 目的 早いうちから認知症について正しく知るとともに、区の認知症施策の取組みについての情報を得るきっかけづくりを行う。 2 対象 区民 特に40代から50代をターゲットとする。 家族や自分自身の異変に早目に気づき、早期対応を促す。 3 内容 (1) イベント及びパネル展示 <table border="1"> <tr> <th></th><th>認知症VR体験 (大内病院認知症疾患医療センター協力)</th><th>認知症に関する パネル展示</th></tr> <tr> <td>日程</td><td>9月20日(土)、21日(日)</td><td>①9月10日(水)から9月24日(水) ②9月20日(土)、21日(日)</td></tr> <tr> <td>場所</td><td>アリオ西新井</td><td>①足立区役所アトリウム ②アリオ西新井</td></tr> <tr> <td>内容</td><td>認知症の方の日常生活をVRで体験</td><td>認知症の正しい理解や脳の健康維持等啓発のための情報や、区が実施する認知症に関する取組みを紹介</td></tr> <tr> <td>定員</td><td>各日定員120名 (計240名)</td><td></td></tr> <tr> <td>その他</td><td>「あだち脳活ラボ」 ガラガラ抽選会</td><td></td></tr> </table> (2) 認知症施策に関するオンラインアンケートの実施 ア 内容 令和6年12月に国で策定した認知症基本計画に盛り込まれた「新しい認知症観」（※2）の理解についてを設問に加える。 ※2 認知症になってもやりたいことやできることはあり、住み慣れた地域で仲間などつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けられるという考え方 イ 実施期間 8月25日(水)から9月30日(火)			認知症VR体験 (大内病院認知症疾患医療センター協力)	認知症に関する パネル展示	日程	9月20日(土)、21日(日)	①9月10日(水)から9月24日(水) ②9月20日(土)、21日(日)	場所	アリオ西新井	①足立区役所アトリウム ②アリオ西新井	内容	認知症の方の日常生活をVRで体験	認知症の正しい理解や脳の健康維持等啓発のための情報や、区が実施する認知症に関する取組みを紹介	定員	各日定員120名 (計240名)		その他	「あだち脳活ラボ」 ガラガラ抽選会	
	認知症VR体験 (大内病院認知症疾患医療センター協力)	認知症に関する パネル展示																		
日程	9月20日(土)、21日(日)	①9月10日(水)から9月24日(水) ②9月20日(土)、21日(日)																		
場所	アリオ西新井	①足立区役所アトリウム ②アリオ西新井																		
内容	認知症の方の日常生活をVRで体験	認知症の正しい理解や脳の健康維持等啓発のための情報や、区が実施する認知症に関する取組みを紹介																		
定員	各日定員120名 (計240名)																			
その他	「あだち脳活ラボ」 ガラガラ抽選会																			

4 周知方法

- (1) 普及啓発用リーフレット、ポスター、ポップを区内医療機関、薬局、駅、商業施設、区の関連施設（区民事務所、住区センター、保健センター等）に掲示
- (2) 区のホームページに月間の取り組みを掲載

厚生委員会情報連絡

令和7年8月20日

件 名	東京都シルバーパスの一斉更新手続きについて
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内 容	1 概要 東京都シルバーパスは、有効期限（10月1日から翌年9月30日まで）に合わせて、毎年一斉更新手続きが実施されている。 現在、東京都シルバーパスを持っている方のうち1,000円パスの更新手続き案内について、令和6年度に引き続き所得確認を伴う郵送方式で以下のとおり実施される。 2 スケジュール・期間等 （1）1,000円パスを持っている足立区民に対する更新案内が原則として7月中旬頃に送付される。 （2）更新を希望する方は、所得確認書類を同封し更新申請書を8月31日までに投函する。 （3）払込票が更新申請者の自宅に届く。 （4）入金後、10月1日までに新しいシルバーパスが自宅に届く。 ※ 12,000円パスの更新案内は8月上旬頃に送付。 3 分かりやすい手続きに向けた令和7年度からの変更点 （1）シルバーパス専用電話の拡充（9月末までは土日を含む毎日の対応） （2）更新案内書類を高齢者に分かりやすく工夫 （3）余裕のある申請書の提出期限（8月31日までの約1か月半） （4）更新手続きに不安のある高齢者に対応するため郵便局を会場とした対面サポートの実施 ア 足立区の会場 足立西郵便局（足立区西新井本町4-4-30） イ 開催期間 8月1日～8月29日、9月16日～9月30日（土日祝日を除く） （5）オンライン申請の導入（オンライン申請の場合は所得確認書類が不要） 4 利用者負担 （1）1,000円／年 令和7年度住民税が【非課税】の方、又は令和6年の合計所得金額が135万円以下の方 （2）12,000円／年 令和7年度住民税が【課税】の方 （令和6年合計所得金額が135万円以下の方を除く） ※ 令和6年度までの20,510円から変更。

5 周知方法

- (1) 東京都広報（7月号）、都ホームページ
- (2) あだち広報（7月10日号に掲載済み）
- (3) 区ホームページ（掲載済み）

6 問い合わせ先

（一社）東京バス協会 シルバーパス専用電話
03-5308-6950

- ※ 9月末までは毎日午前9時から午後6時まで
10月以降は平日の午前9時から午後5時まで

厚生委員会情報連絡

令和7年8月20日

件名	足立福祉事務所職員の社会福祉主事任用資格保有状況（令和7年4月1日時点）について																																														
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課																																														
内容	福祉事務所の査察指導員及び現業員（地区担当員及び面接相談員）は社会福祉主事でなければならないと社会福祉法（以下、「法」という。）第15条に規定されている。 令和8年度の組織定数の検討を行うにあたり、あらためて所内の対象職員に対して調査を行い、令和7年4月1日時点の社会福祉主事任用資格保有状況をまとめたので報告する。 1 社会福祉主事任用資格保有状況の調査方法 社会福祉主事任用資格の取得要件を反映したチェックリスト（別紙）により状況を確認した。以下の（１）から（５）のいずれかの要件を満たしていれば、国や自治体へ申請手続き等を行うことなく任用資格が認められる。 <table><tr><th>任用資格の取得要件</th><th>根拠</th></tr><tr><td>（１）大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者</td><td>法第19条第1号</td></tr><tr><td>（２）都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の過程を修了した者</td><td>法第19条第2号</td></tr><tr><td>（３）社会福祉士</td><td>法第19条第3号</td></tr><tr><td>（４）厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者</td><td>法第19条第4号</td></tr><tr><td>（５）精神保健福祉士等</td><td>法第19条第5号</td></tr></table> 2 社会福祉主事任用資格の保有状況（令和7年4月1日時点） <table><tr><th>課</th><th>査察指導員及び 現業員※¹数（a）</th><th>左記のうち 資格保有者数(b)</th><th>保有率※² （b/a）</th></tr><tr><td>中部第一福祉課</td><td>53名</td><td>29名</td><td>54.7%</td></tr><tr><td>中部第二福祉課</td><td>47名</td><td>37名</td><td>78.7%</td></tr><tr><td>千住福祉課</td><td>29名</td><td>26名</td><td>89.7%</td></tr><tr><td>東部福祉課</td><td>46名</td><td>34名</td><td>73.9%</td></tr><tr><td>西部福祉課</td><td>46名</td><td>36名</td><td>78.3%</td></tr><tr><td>北部福祉課</td><td>56名</td><td>44名</td><td>78.6%</td></tr><tr><td>計</td><td>277名</td><td>206名</td><td>74.4%</td></tr></table> ※1 地区担当員及び面接相談員 ※2 法定の保有率は100%			任用資格の取得要件	根拠	（１）大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者	法第19条第1号	（２）都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の過程を修了した者	法第19条第2号	（３）社会福祉士	法第19条第3号	（４）厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者	法第19条第4号	（５）精神保健福祉士等	法第19条第5号	課	査察指導員及び 現業員※ ¹ 数（a）	左記のうち 資格保有者数(b)	保有率※ ² （b/a）	中部第一福祉課	53名	29名	54.7%	中部第二福祉課	47名	37名	78.7%	千住福祉課	29名	26名	89.7%	東部福祉課	46名	34名	73.9%	西部福祉課	46名	36名	78.3%	北部福祉課	56名	44名	78.6%	計	277名	206名	74.4%
	任用資格の取得要件	根拠																																													
	（１）大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者	法第19条第1号																																													
	（２）都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の過程を修了した者	法第19条第2号																																													
	（３）社会福祉士	法第19条第3号																																													
	（４）厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者	法第19条第4号																																													
	（５）精神保健福祉士等	法第19条第5号																																													
	課	査察指導員及び 現業員※ ¹ 数（a）	左記のうち 資格保有者数(b)	保有率※ ² （b/a）																																											
	中部第一福祉課	53名	29名	54.7%																																											
	中部第二福祉課	47名	37名	78.7%																																											
千住福祉課	29名	26名	89.7%																																												
東部福祉課	46名	34名	73.9%																																												
西部福祉課	46名	36名	78.3%																																												
北部福祉課	56名	44名	78.6%																																												
計	277名	206名	74.4%																																												

3 今後の方針

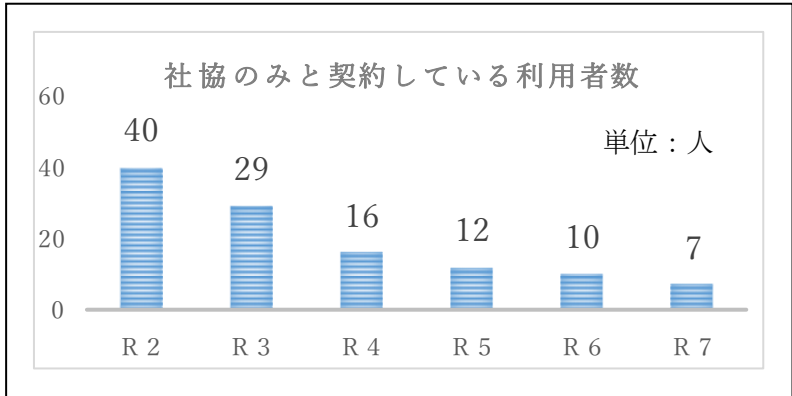
- (1) 資格未保有者に対して毎年度、計画的に社会福祉主事資格認定通信課程を受講させ、資格保有率の向上を図る。
- (2) 社会福祉主事任用資格を保有する職員の各福祉課への優先的な配置及び各福祉課の保有率に偏りが生じない配置を人事課と協議する。

別紙 資格取得状況チェックリスト

チェック	任用資格の取得方法		根拠
☐	大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者		社会福祉法第19条第1号
→ 右記科目名に3つ以上チェックがついたら該当		科目名	読み替えの範囲(※ 疑義がある場合や平成12年以前の卒業者等は詳細を厚生労働省HPで確認)
	☐	社会福祉概論	社会福祉、社会事業、社会保障制度と生活者の健康、現代社会と福祉、社会福祉の原理と政策
	☐	社会福祉事業史	1 社会福祉事業史、社会福祉発達史、社会事業史、社会福祉の歴史 2 日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史の2科目
	☐	社会福祉援助技術論	1 社会福祉援助技術、社会福祉方法、社会事業方法、ソーシャルワーク、相談援助 2 「相談援助の基盤と専門職」及び「相談援助の理論と方法」の2科目 3 「ソーシャルワークの基盤と専門職」、「ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)」、「ソーシャルワークの理論と方法」「ソーシャルワークの理論と方法(専門)」の4科目
	☐	社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ、福祉ニーズ調査、社会調査の基礎、社会福祉調査の基礎、社会調査
	☐	社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理、社会福祉管理運営、福祉サービスの組織と経営
	☐	社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政、社会福祉法制、社会福祉法、社会福祉計画、ソーシャルプランニング、福祉行財政と福祉計画
	☐	社会保障論	社会保障、社会保障制度と生活者の健康、社会保障制度
	☐	公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、貧困に対する支援
	☐	児童福祉論	1 児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉 2 「児童・家庭に対する支援」と「児童・家庭福祉制度」並びに「家庭福祉論」及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目
	☐	家庭福祉論	1 家庭福祉、母子福祉、母子寡婦福祉、婦人保護、ファミリーサポート、家族援助 2 「児童・家庭に対する支援」と「児童・家庭福祉制度」並びに「児童福祉論」及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目
	☐	保育理論	保育
	☐	身体障害者福祉論	1 身体障害者福祉 2 障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児(・)者福祉 (身体障害者福祉の内容を含んでいるものに限って該当する。)
	☐	知的障害者福祉論	1 知的障害者福祉 2 障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児(・)者福祉 (知的障害者福祉論内容を含んでいるものに限って該当する。)
	☐	精神障害者保健福祉論	精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉
	☐	老人福祉論	老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度
	☐	医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク
	☐	地域福祉論	地域福祉、協同組合、コミュニティ(ー)ワーク、コミュニティ(ー)オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、地域福祉と包括的支援体制、コミュニティ(ー)福祉
	☐	法学	法律学、基礎法学
	☐	民法	民法総則
	☐	行政法	—
	☐	経済学	経済、基礎経済
	☐	社会政策	社会政策、労働経済
	☐	経済政策	—
	☐	心理学	心理、心理学理論と心理的支援、心理学と心理的支援
	☐	社会学	社会理論と社会システム、社会学と社会システム
	☐	教育学	教育
	☐	倫理学	倫理
	☐	公衆衛生学	公衆衛生
	☐	医学一般	医学知識、医学、医学入門、一般臨床医学、人体の構造と機能及び疾病、人体の構造(・)機能(・)疾病
	☐	リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学
	☐	看護学	看護、基礎看護
	☐	介護概論	介護福祉、介護、介護知識、介護の基本
	☐	栄養学	栄養、栄養指導、栄養(・)調理、基礎栄養学
	☐	家政学	家政
☐	都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の過程を修了した者 (中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程 等)		社会福祉法第19条第2号
☐	社会福祉士		社会福祉法第19条第3号
☐	厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者(現在は実施されていない)		社会福祉法第19条第4号
☐	精神保健福祉士等		社会福祉法第19条第5号

厚生委員会情報連絡

令和7年8月20日

件名	社協ヘルパーステーション閉鎖後の同行援護事業の状況について														
所管部課名	足立区社会福祉協議会、福祉部 福祉管理課														
内容	利用者減に伴う社協ヘルパーステーション※¹閉鎖（令和5年12月厚生委員会報告済み）後の同行援護事業※²の状況について報告する。 ※1 社協ヘルパーステーション 障害者総合支援法に基づく視覚障がい者ガイドヘルパー派遣（同行援護）を、社協が直営で行っていた事業所（西竹の塚2-3-16） ※2 同行援護事業 目が不自由で移動が困難な方の外出に同行して必要な情報提供や安全確保などを行うサービス 1 社協同行援護の利用者の推移 社協の同行援護のみの利用者数（各年度当初）の推移は以下のとおり。  <table border="1"> <caption>社協のみの契約している利用者数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> 2 民間ヘルパーステーションからの要望 区内に80か所以上ある民間ヘルパーステーションのうち、複数の事業所から、同行援護事業に従事するに際して必要な資格取得のための養成研修を実施してほしい旨の要望が社協に寄せられている。 3 社協としての今後の方針 同行援護事業の実施主体から養成研修の実施主体への転換を念頭に、社協としての今後の方針を以下のとおりとする。 （1）利用者のスムーズな移行 社協の同行援護事業を今年度末で終了させる方向で、利用者を区内の他のヘルパーステーションに個別かつ丁寧に引き継いでいく。 （2）同行援護従事者養成研修の実施方法の検討 民間ヘルパーステーションから要望が寄せられている養成研修について、社協としての実施方法等を検討していく。	年度	利用者数（人）	R2	40	R3	29	R4	16	R5	12	R6	10	R7	7
年度	利用者数（人）														
R2	40														
R3	29														
R4	16														
R5	12														
R6	10														
R7	7														